報告第12号

専決処分の報告について (器物破損事故による損害賠償の額を定めること)

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 455,142円
- 2 相 手 方 000000000

0 0 0 0

3 事故の概要

令和5年5月7日午前11時40分頃に久喜駅西口駅前広場ペデストリアンデッキから錆片が落下し、直下に停車していた車の天井に当たり破損させた。

令和5年7月19日

久喜市長 梅 田 修 一